五の十九　法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、同号の電気装置のうちフルラップ前面衝突時の感電防止装置並びに同項第七号の車枠及び車体のうちフルラップ前面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の二十　法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに同項第七号の車枠及び車体のうちフルラップ前面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものを除く。）

五の二十一　法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちオフセット前面衝突時（自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じたときをいう。以下同じ。）の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、同号の電気装置のうちオフセット前面衝突時の感電防止装置並びに同項第七号の車枠及び車体のうちオフセット前面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の二十二　法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうちオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに同項第七号の車枠及び車体のうちオフセット前面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものを除く。）

六　法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち自動車との側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、同号の電気装置のうち自動車との側面衝突時の感電防止装置並びに同項第七号の車枠及び車体のうち自動車との側面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

六の二　法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち自動車との側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに同項第七号の車枠及び車体のうち自動車との側面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものを除く。）

六の三　法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち電柱その他棒状の工作物（以下「ポール」という。）との側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに同項第七号の車枠及び車体のうちポールとの側面衝突時の乗員保護装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

六の四　法第四十一条第一項第七号の車枠及び車体のうち歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

六の五　法第四十一条第一項第七号の車枠及び車体のうち車両転覆時の乗員保護装置（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車、二階建ての自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって乗車定員十八人以上のものに備えるものに限る。）

七　法第四十一条第一項第七号の車枠及び車体のうち外装（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のものに装着するものに限る。）

五の十七　法第四十一条第六号の燃料装置のうちフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、同号の電気装置のうちフルラップ前面衝突時の感電防止装置並びに同条第七号の車枠及び車体のうちフルラップ前面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の十八　法第四十一条第六号の燃料装置のうちフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに同条第七号の車枠及び車体のうちフルラップ前面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものを除く。）

五の十九　法第四十一条第六号の燃料装置のうちオフセット前面衝突時（自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じたときをいう。以下同じ。）の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、同号の電気装置のうちオフセット前面衝突時の感電防止装置並びに同条第七号の車枠及び車体のうちオフセット前面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の二十　法第四十一条第六号の燃料装置のうちオフセット前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに同条第七号の車枠及び車体のうちオフセット前面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものを除く。）

六　法第四十一条第六号の燃料装置のうち自動車との側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、同号の電気装置のうち自動車との側面衝突時の感電防止装置並びに同条第七号の車枠及び車体のうち自動車との側面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

六の二　法第四十一条第六号の燃料装置のうち自動車との側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに同条第七号の車枠及び車体のうち自動車との側面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものを除く。）

六の三　法第四十一条第六号の燃料装置のうち電柱その他棒状の工作物（以下「ポール」という。）との側面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに同条第七号の車枠及び車体のうちポールとの側面衝突時の乗員保護装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

六の四　法第四十一条第七号の車枠及び車体のうち歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

六の五　法第四十一条第七号の車枠及び車体のうち車両転覆時の乗員保護装置（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車、二階建ての自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって乗車定員十八人以上のものに備えるものに限る。）

七　法第四十一条第七号の車枠及び車体のうち外装（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のものに装着するものに限る。）